

羽生市小規模契約希望者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する小規模な建設工事(修繕を含む。)、業務委託、物品購入等について、市内業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することにより市内経済の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模契約 市が発注し、内容が軽易かつ履行の確保が容易であるものに関する契約で、原則として100万円以下のもの

(2) 小規模契約希望者 小規模契約に係る見積合せに積極的に参加を希望する者であって、市内に主たる事業所を有するもの

(登録の要件)

第3条 小規模契約を締結することのできる小規模契約希望者は、羽生市小規模契約希望者登録名簿(様式第1号。以下「名簿」という。)に登録されていなければならない。

2 名簿に登録される小規模契約希望者は、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 羽生市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則(平成9年規則第1号)第2条第5号に規定する資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている者

(2) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

(3) 市税を滞納している者

(4) 心身の故障により小規模契約を締結する能力を有しない者

(5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者

(登録の申請)

第4条 小規模契約希望者は、名簿への登録を申請しようとするときは、羽生市小規模契約希望者登録申請書(様式第2号)に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の後、その内容に変更等があった場合は、羽生市小規模契約希望者変更・廃止届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

3 前2項に規定する書類の提出先は、企画財務部契約検査課とする。

(審査)

第5条 市長は、前条第1項に規定する書類の提出があった場合は、必要な審査を行い、適正と認めるときは、当該小規模契約希望者を名簿に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 名簿への登録期間は、西暦における偶数年の8月1日から翌々年の7月31日までの2年間とする。

2 初回の登録時における名簿への登録期間は、前条の規定により名簿に登録された日から前項に規定する登録期間のうち当該日の属する登録期間の末日までとする。

(公開)

第7条 市長は、第5条の規定により名簿に登録された小規模契約希望者(以下「登録者」という。)を公開するものとする。

2 前項の規定による公開は、市のホームページに掲載して一般に公開するものとする。

(登録の抹消)

第8条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、第5条から前条までの規定にかかわらず、名簿から抹消するものとする。

- (1) 登録者が資格者名簿に登録された場合
 - (2) 第3条各号のいずれかに該当した場合
 - (3) 申請内容に虚偽があった場合
 - (4) 契約の履行その他業務に関し、不正又は不誠実な行為を行った場合
- 2 前項第3号又は第4号の理由により名簿から抹消された者は、再度登録の申請を行うことができない。

(契約保証金)

第9条 市長は、登録者と契約を締結する場合は、羽生市契約規則(令和6年規則第4号)第4条第2項第6号の規定にかかわらず、契約保証金を免除することができる。

(留意事項)

第10条 第8条第1項第1号の規定による登録の抹消は、資格者名簿に登録されている者の小規模契約に係る見積合せへの参加を否定するものではない。

2 市長は、小規模契約に係る見積合せに際し登録者に参加の機会を与えるよう努めるものとする。

3 登録者は、この要領に定めるもののほか、羽生市契約規則、羽生市建設工事標準請負契約約款その他関係法令を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行する。

(羽生市小規模契約希望者登録要領の廃止)

2 羽生市小規模契約希望者登録要領(平成12年2月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、交付の日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。